

安全保障理事会決議 2365 (2017)

2017年6月30日、安全保障理事会第7992回会合にて採択

安全保障理事会は、

平和維持活動および特別政治ミッションにおける国際連合地雷除去関連活動に権限を与えている、安保理諸決議 1590 (2005)、2102 (2013)、2295 (2016)、2299 (2016)、2305 (2016)、2327 (2016)、2338 (2017) および 2339 (2017) を想起し、

簡易爆発装置の脅威と影響削減に関する国際連合事務局に対する指針を提供してきた、総会の平和維持活動に関する特別委員会の報告書を想起し、

それにより加盟国が、地雷除去活動と簡易爆発装置が与えた脅威に対抗することにおける支援に関連した問題を総会の議事日程に含めることを継続することを決定した、総会諸決議 71/72 と 70/80 に留意し、

各々の当事国による、地雷除去活動、その実施およびその再検討過程に関連したあらゆる関連諸条約および規約をまた想起し、

紛争の終了後の長い間、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が与えた文民に対する重大なまた永続的な脅威い深い懸念を表明し、

紛争中および紛争後の状況において、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置により殺されたまたは深刻な後遺症で傷付けられた、子どもを含む、多数の文民について深い懸念を表明し、

影響を受けた諸国の住民に対して、並びに法執行、人道、平和維持、復興および除去計画や活動に参加している要員に、深刻なまた永続的な社会的および経済的結果がある、そのような諸国における地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が与えた、深刻な人道的脅威に対して深い懸念を表明し、

テロリストによるものを含む、簡易爆発装置の無差別使用が、自らの故郷に戻っている難民を含む、一般住民、平和維持要員の安全および派遣団の任務の効果的な実施に対する主要な脅威のままであることに深刻な懸念をもって留意し、

国家の平和、安全および安定を脅かしそして人道アクセスと援助を妨げ、また持続可能な経済発展を妨害する、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置の存在により悪化させられている危険な状態について懸念を深刻に残しつつ、

地雷除去活動が、平和維持要員と人道支援要員の機動性と安全性を高めそして文民の保護に貢献しまた安定と平和構築努力を支援することを認識し、

地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が与える危険の緩和における、国家の主要な役割、並びに国連システム内の、国際連合地雷対策サービス部の調整役割を含む、国際連合、並びにその他の関連する機構の支援的役割を認識し、

特に国の当局、国際連合、地域的機構、市民社会および民間部門の間の、提携関係と協力は、地雷除去活動の成功の中心であることを的確に認識し、

地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置を調べて除去するために、影響を受けた住民に対する被害に遭わないための教育を提供するために、そして被害者を支援するために為された継続的進展を認識し、

各国家のそれぞれの国際的な法的義務に従って、地雷原、地雷、仕掛け爆弾、簡易爆発装置を含むその他の装置、および爆発性戦争残存物の位置を突き止め、取り除き、印を付け、監視し、記録しそして情報を保ち、除去し、破壊しまたはその他で効果をなくすための、必要な情報と技術的、財政的および物質的援助を提供するため、加盟国、並びに国際連合制度、関連する機関、およびその他の利害関係者による継続的取組を想起し、また自由意思に基づいて、関連する利害関係者との調整と情報共有を高める必要性を強調し、

地雷と簡易爆発装置を含む兵器が、国際人道法に違反するやり方で使われている事例について深刻

な懸念を表明し、

1. 地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が文民、自らの故郷に戻っている難民、並びに平和維持要員、人道要員、文民要員、および法執行要員に対して与える脅威について重大な懸念を表明し、そして効果的にこの危険を緩和するための適切な措置を遂行する必要性を強調する。

2. 武力紛争のあらゆる当事者に対し、国際人道法に違反した爆発装置のあらゆる無差別使用を直ちにまた最終的に終わらせることを求める。

3. 武力紛争の当事者に対し、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が与えた脅威から、子どもを含む一般住民を保護することを促しそして、これに関連して、国際社会に対し、これらの装置を除去するための、被害に遭わないための教育を提供するための、そしてリスク削減活動を実行するための、取組を唱道しそして支援すること、並びに被害者および障がい者の看護、生活復帰と経済的や社会的な再統合のための援助を提供することを奨励する。

4. 平和維持活動が、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が与えた脅威を削減するため、装備させられ、情報を与えられそして訓練されていることを、適当と認められる場合に、確保することの重要性を強調する。

5. 加盟国に対し、地雷除去活動に関連した自らの各々の国際義務を遵守することを求める。

6. 加盟国、および自らの職務権限に従った、関連する国際連合組織、並びに国際的な関係者および市民社会、並びにそうする立場にある関連する利害関係者に対し、国家の要請に基づいて、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置を除去するための援助を提供することを求める。

7. ドナーおよび影響を受けた国家により為された取組を、これに関連して認識し、そして彼らに対し、適当と認められる場合に、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が文民に与えた脅威を効果的に緩和するため、国の能力を更に強化することを奨励する。

8. 自由意思に基づいて、国のレベルにおけるものを含む、地雷除去に関する国際基準に適合する

基準に従って、地雷除去活動を行う全ての関係者による取組を奨励する。

9. 地雷除去活動が、紛争直後の時期における安定と平和維持努力に行う積極的な貢献を認識しそして、関連する停戦および和平協定に、適当と認められる場合に、それを含むことを奨励する。

10. 特に調査方法、被害者支援および被害に遭わないための教育において、関連するジェンダーや年齢別の配慮を考慮しつつ、平和維持活動および特別政治ミッション、適当と認められる場合に、並びに人道緊急対応における計画立案や予定を立てること、の最も早い段階で地雷除去を考慮することの重要性を強調する。

11. 緊急対応および国際的な関係者の調整を通したものを含む、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が与えた危険を緩和することにおいて、国連制度内の国際連合地雷対策サービス部の調整役割を含む、国際連合の役割を認識しそして、適当と認められる場合に、特に安全保障理事会により権限を与えられた関連する職務権限を履行するため、その継続した関与を奨励する。

12. そうする立場にある、国家および機構に対し、影響を受けた国家および国連制度内の関連する関係者を支援することによるものを含めて、地雷除去における技術的、諮問的および運用上の能力の増加の支援に引き続き積極的に取り組むことを奨励する。

13. 平和および安全保障におけるパートナーシップ強化のための合同枠組を通したものを含む、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置から市民に対する脅威を緩和するための、地域的および準地域的機構、特にアフリカ連合と国際連合との間の継続した提携関係と協力を歓迎する。

14. 国際連合地雷対策サービス部と調整した国の技術専門家による国際連合簡易爆発装置廃棄 (IEDD) 基準の現行の推敲に留意し、そしてこの過程の一部として関連する利害関係者との協議の強化の必要性を強調する。

15. 事務総長に対し、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が脅威を示している地区における平和維持活動、特別政治ミッションおよび人道対応について報告する場合、地雷、爆発性戦争残存物および簡易爆発装置が与えた脅威、およびこれらの脅威を緩和するための措置に関する情報を安全保障

理事会に提供することを要請する。

16. 事務総長に対し、来年中に、適切な場合には、本決議の実施に関する報告書を安全保障理事会に提出することをまた要請する。

17. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。